

札幌市木造住宅耐震診断員派遣事業実施要綱

平成 28 年 4 月 12 日 都市局長決裁

最近改正 令和 8 年 6 月 15 日

目次

第 1 章 総則	3
第 1 条（目的）	3
第 2 条（定義）	3
第 2 章 事業対象	4
第 3 条（派遣事業対象住宅）	4
第 4 条（派遣事業対象者）	4
第 5 条（耐震診断員の派遣）	5
第 3 章 手続き	5
第 6 条（派遣事業の申請）	5
第 7 条（派遣の決定）	6
第 8 条（耐震診断の着手）	6
第 9 条（申請者の変更）	6
第 10 条（申請の取下）	6
第 11 条（内容の精査）	7
第 12 条（耐震診断結果の報告）	7
第 13 条（派遣事業の完了）	7
第 14 条（耐震診断費用の請求）	7
第 15 条（耐震診断費用の支払い）	7
第 16 条（派遣の取消し等）	8
第 17 条（耐震診断費用の支払命令）	8
第 4 章 木造住宅耐震診断員の登録	8
第 18 条（耐震診断員登録の申請）	8
第 19 条（耐震診断員の登録）	9
第 20 条（登録証）	9

第 21 条（耐震診断員登録の変更等）	9
第 22 条（耐震診断員登録の取消し等）	10
第 23 条（耐震診断員の責務）	10
第 5 章 雑則	11
第 24 条（申請者に対する指導）	11
第 25 条（耐震診断に対する協力）	11
第 26 条（業務委託）	11
第 27 条（委任）	11

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、札幌市住宅耐震化促進条例(平成 18 年 2 月 21 日条例第 1 号)及び第 4 次札幌市耐震改修促進計画(令和 8 年 3 月策定)に基づき、木造住宅の安全性の向上を図るため、市内に存する木造住宅に対し、札幌市が耐震診断員を派遣し耐震診断を行う事業(以下「派遣事業」という。)を実施し、もって災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号の定めるところによる。

- (1) 木造住宅 主たる構造が木造の一戸建て住宅、長屋又は共同住宅をいう。
- (2) 耐震診断 地震に対する安全性を評価するものであって、一般財団法人日本建築防災協会「2012 年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」又は「2025 年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法により、第 4 号に定める耐震診断員が行うものをいう。
- (3) 建築士事務所 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項に定める建築士事務所をいう。
- (4) 耐震診断員 耐震診断を行う者として次に定める要件に該当するものをいう。
 - ア 建築士(建築士法第 2 条第 1 項に定める建築士をいう。)の資格を有し、市内に存する建築士事務所に所属していること。
 - イ 札幌市木造住宅耐震診断員登録証(以下「登録証」という。)の交付を受けていること。
- (5) 派遣診断員 前号に定める者のうち、市長の派遣により耐震診断を行う者をいう。
- (6) 棟 構造上別棟となっている住宅の部分をいう。

(7) 申請者 この要綱に基づく耐震診断員の派遣を受けようとする者をいう。

第2章 事業対象

(派遣事業対象住宅)

第3条 派遣事業の対象となる住宅（以下「派遣事業対象住宅」という。）は、札幌市内に存する木造住宅であって、次の要件に全て該当するものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

(2) 地上階数が3以下のもの。ただし、木造部分の階数が2以下のものに限る。

(3) 住宅の用途とその他の用途が兼用されている場合は、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積（自動車車庫等があるときは、その部分の床面積を除く。）の2分の1以上のもの

(4) 柱、はり等の構造耐力上主要な部分が木材の軸組構法（在来構法）で造られたもの。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(5) 過去に市長が実施した同種の事業を利用して耐震診断を行ったことがないもの

(6) 第6条の申請に関し、申請者以外の者が入居している住宅にあつては当該入居者全員の、2以上の者が所有する住宅にあつては当該申請者以外の所有者全員の同意があるもの

(派遣事業対象者)

第4条 派遣事業の対象となる者（以下「派遣事業対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件に全て該当する者とする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(1) 派遣事業対象住宅の所有者

(2) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体（独立行政法人、地方公共団体

が設立した地方独立行政法人及び国又は地方公共団体が設立若しくは出資等に関わる法人等をいう。以下同じ。)以外の者

- 2 前項の規定にかかわらず、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者は、派遣事業対象者となることができない。

（耐震診断員の派遣）

第 5 条 市長は、第 6 条第 1 項の規定により申請を受けた場合においては、予算の範囲内で耐震診断員を派遣することができる。

- 2 耐震診断員の派遣に係る費用については、本市が負担する。ただし、第 17 条に定める場合はこの限りでない。

第 3 章 手続き

（派遣事業の申請）

第 6 条 申請者は、派遣申請書（様式 1）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

（1）派遣事業対象住宅の新築年及び延べ面積を証する書類

（2）申請者が個人の場合にあっては官公署から発行された申請者の身分を証明できる書類（申請時において有効なもの。）の写し

- 2 前項の申請にあっては、棟毎に行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

- 3 申請者以外の者が入居している派遣事業対象住宅にあっては申請者以外の入居者全員の、2 以上の者が所有する派遣事業対象住宅にあっては申請者以外の所有者全員の同意がなければならない。

- 4 市長は、第 1 項の申請を受けたときは、当該申請内容を審査し、申請内容が第 3 条及び第 4 条に適合するときは、適合通知書（様式 2）により、適合しないと

きは、耐震診断員の派遣に関する通知書（様式3）により、申請者へ通知するものとする。

（派遣の決定）

第7条 市長は前条第4項に定める適合通知書の通知を行ったときは、派遣診断員を決定し、速やかに派遣決定通知書（様式4）により申請者へ通知するとともに派遣診断員が所属する建築士事務所へその写しを送付するものとする。

（耐震診断の着手）

第8条 派遣診断員は前条に定める派遣決定通知書の写しを所属する建築士事務所が受理したときは、速やかに市長と契約し耐震診断に着手しなければならない。

2 耐震診断は、原則として市長が定める「札幌市木造住宅耐震診断マニュアル」に基づき実施しなければならない。

（申請者の変更）

第9条 派遣事業の申請後に申請者に変更があったときは、新たな申請者は、速やかに申請者の変更申出書（様式5）に変更したことを証する書類を添えて市長に提出し、承認を得なければならない。また、申請者の氏名、住所等に変更があったときも同様とする。

2 市長は前項の申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、第4条に適合しているときは、申請者の変更承認書（様式6）により新たな申請者に通知するとともに派遣診断員が所属する建築士事務所へその写しを送付するものとする。

（申請の取下）

第10条 申請者は、申請を取り下げるときは、派遣申請取下届（様式7）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める派遣申請取下届を受理したときは、耐震診断員の派遣に関する通知書（様式3）により申請者に通知するとともに、当該派遣申請取下届の提出が第7条に定める耐震診断員の派遣の決定後である場合には、派遣診断員が所属する建築士事務所へその写しを送付するものとする。

(内容の精査)

第 11 条 派遣診断員は、耐震診断を完了しようとするときは、市長による耐震診断計算書等の精査を受け、耐震診断精査確認書の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項に定める精査の結果、耐震診断が適切に行われていないと判定したときは、派遣診断員に対し、耐震診断を適切に行うよう指導するものとする。

(耐震診断結果の報告)

第 12 条 派遣診断員は、耐震診断が完了したときは、速やかに次に定める書類を添えて申請者及び市長に提出し内容を報告しなければならない。

(1) 耐震診断結果の報告書（計算書一式を含む）

(2) 耐震診断精査確認書（市長への提出は写しとする）

(3) その他市長が必要と認めた書類

2 前項に定める報告は、第 7 条に定める耐震診断員の派遣の決定があった日の属する年度の 3 月 15 日までに行わなければならない。

(派遣事業の完了)

第 13 条 市長は、派遣診断員から第 12 条に定める報告を受けたときは、派遣事業が適切に行われたことを確認した上で、完了通知書（様式 8）により、申請者へ通知するとともに派遣診断員へその写しを送付するものとする。

(耐震診断費用の請求)

第 14 条 派遣診断員は前条に定める完了通知書の写しを受理したときは、市長に対して速やかに耐震診断費用を請求するものとする。

2 前項に定める耐震診断費用の請求は、第 7 条に定める耐震診断員の派遣の決定があった日の属する年度の 3 月 31 日までに行わなければならない。

(耐震診断費用の支払い)

第 15 条 市長は、派遣診断員が所属する建築士事務所から前条第 1 項に定める請

求を受けたときは、派遣診断員が所属する建築士事務所に耐震診断費用を支払うものとする。

(派遣の取消し等)

第 16 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 7 条に定める耐震診断員の派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により第 7 条に定める耐震診断員の派遣の決定を受けたとき。

(2) 申請者に起因する理由により、耐震診断員が業務の責務を適正に果たすことができなくなると認められるとき。

(3) その他市長が特に必要と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項に定める派遣の決定の取消しを行ったときは、耐震診断員の派遣に関する通知書(様式 3)により申請者に通知するとともに、派遣診断員が所属する建築士事務所へその写しを送付するものとする。

(耐震診断費用の支払命令)

第 17 条 市長は、第 10 条に定める派遣申請取下届の提出があった場合又は前条第 1 項に定める派遣の決定の取消しを行った場合において、耐震診断を既に実施していたときは、申請者に対し、期限を定めて耐震診断費用の全部又は一部の支払を命じることができる。

第 4 章 木造住宅耐震診断員の登録

(耐震診断員登録の申請)

第 18 条 耐震診断員の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 札幌市木造住宅耐震診断員登録申請書(様式 9)

(2) 耐震診断に関し必要な知識を修得することを目的として市長が主催した耐震診断員登録講習会を受講したことを証する書類（受講日から1年以内のもの）

(3) 建築士法第5条第2項に規定する免許証の写し

(4) 写真（前向き、胸上上半身、縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影されたもの）

（耐震診断員の登録）

第19条 市長は、前条の規定により登録の申請を受けた場合は、これを審査し、登録を決定したときは、耐震診断員名簿に登載するとともに、登録申請者に登録証を交付するものとする。

2 前項に規定する登録の有効期間は、登録の日から4年を経過した日の属する年の9月末日までとする。

3 登録の更新（以下「登録更新」という。）は、前項に規定する有効期間に関わらず行うことができる。

4 耐震診断員の登録更新の手続きは、前条の規定を準用する。

（登録証）

第20条 耐震診断員は、派遣事業の耐震診断を行う場合は、常に、登録証を携帯し、関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

2 耐震診断員は、登録証を紛失又は汚損したときは、速やかに札幌市木造住宅耐震診断員登録証再交付申請書（様式10）を市長に提出し、登録証の再交付を受けなければならない。

（耐震診断員登録の変更等）

第21条 耐震診断員は、第18条に定める申請をした後で、当該申請内容に変更が生じたときは、速やかに札幌市木造住宅耐震診断員登録事項変更届（様式11）に次に定める関係書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 変更の内容を表す書類（当初及び変更内容を明記のこと）

(2) その他市長が必要と認めた書類

- 2 市長は、前項の変更届を受けた場合に、これを審査し、登録を決定したときは耐震診断員名簿を変更するとともに、登録証の内容に変更があった場合は登録証を再交付するものとする。
- 3 耐震診断員は、有効期間の満了前に耐震診断員の登録の取消しを申請するときは、その理由を付して登録証を添えて市長に提出しなければならない。

(耐震診断員登録の取消し等)

第 22 条 市長は、耐震診断員が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 建築士法第 9 条の規定による免許の取消し又は同法第 10 条第 1 項の規定による戒告若しくは業務の停止命令を受けたとき。
- (2) 第 21 条第 3 項に規定する申請があったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により第 19 条第 1 項の規定による登録を受けたとき。
- (4) 第 23 条第 1 項（前段）及び第 2 項の規定する行為を行ったとき。
- (5) その他市長が特に必要と認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、前項に定める登録の取消しを行ったときは、速やかにその理由を付して耐震診断員に通知するとともに、耐震診断員名簿から当該耐震診断員の情報を削除するものとする。
- 3 耐震診断員は、第 1 項に定める登録の取消しがあったとき、又は登録の有効期間を満了したときは、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。

(耐震診断員の責務)

第 23 条 耐震診断員は、派遣事業に関し、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。前条第 1 項の規定による登録の取消し後、又は登録の有効期間の満了後も同様とする。

2 耐震診断員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 派遣事業の耐震診断に関すること以外に、耐震診断員の名称及び登録証を使用すること並びに登録証を他人に貸与又は譲渡すること。

(2) 不必要な診断、設計又は工事を勧めること。

(3) 派遣事業の耐震診断業務を他に委託し又は請け負わせること。

(4) その他、耐震診断員としてふさわしくない行為を行うこと。

第5章 雑則

(申請者に対する指導)

第24条 市長は、申請者に対して住宅の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(耐震診断に対する協力)

第25条 申請者は、派遣診断員の行う耐震診断に関して、これに協力しなければならない。

(業務委託)

第26条 市長は、派遣事業に係る業務の全部又は一部を委託することができる。

(委任)

第27条 本要綱の施行について必要な事項は、都市局長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 15 日から施行する。

要綱様式

様式	名称	要綱関係条項
様式 1	札幌市木造住宅耐震診断員派遣事業 派遣申請書	第 6 条
様式 2	札幌市木造住宅耐震診断員派遣事業 適合通知書	第 6 条
様式 3	札幌市木造住宅耐震診断員派遣事業 耐震診断員の派遣に関する通知書	第 6 条 第 10 条 第 16 条
様式 4	札幌市木造住宅耐震診断員派遣事業 派遣決定通知書	第 7 条
様式 5	札幌市木造住宅耐震診断員派遣事業 申請者の変更申出書	第 9 条
様式 6	札幌市木造住宅耐震診断員派遣事業 申請者の変更承認書	第 9 条
様式 7	札幌市木造住宅耐震診断員派遣事業 派遣申請取下届	第 10 条
様式 8	札幌市木造住宅耐震診断員派遣事業 完了通知書	第 13 条
様式 9	札幌市木造住宅耐震診断員登録申請書	第 18 条
様式 10	札幌市木造住宅耐震診断員登録証再交付申請書	第 20 条
様式 11	札幌市木造住宅耐震診断員登録事項変更届	第 21 条
参考 様式 1	札幌市木造住宅耐震診断員登録証	第 2 条 第 20 条
参考 様式 2	耐震診断に合意した旨の申出書	第 6 条
参考 様式 3	入居者の合意を得たことの申出書	第 6 条